

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では事務の一部を外部業者に委託しているため、情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持についても契約に含めている。

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>区が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、区における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、区において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>区は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等に届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対し事務の一部を委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 既存住民基本台帳システム2. 申請管理システム3. 住民基本台帳ネットワークシステム4. 中間サーバ5. 証明書自動交付システム6. システム共通基盤(団体内統合宛名システム)7. 総合窓口システム8. サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)9. 証明書キャッシュレスオンライン請求システム
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
<ol style="list-style-type: none">(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイル	
<h2>3. 個人番号の利用</h2>	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票に写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166)</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>区民部 総合窓口課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>総合窓口課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>区民部 総合窓口課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1</p>

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を参照し、有効な対策と考えられる次の留意事項等を徹底している。 ・国外転入の手続きについて、総務省の通知に則り転入者の4情報の正確な確認を徹底したうえで、新たに作成する住民票にマイナンバーを記載している。 ・転入手続きにおいて住民票を作成する際、マイナンバーを入力するにあたっては、複数人による確認を行い、誤入力を防止している。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・マイナンバーカードやマイナンバーが記入された書類は施錠できるキャビネットに保管しており、交付や保管の期限が到来したものは適切に廃棄し、その記録を付けている。 ・マイナンバーカードを別の保管場所に移送するにあたっては鍵付きのバッグに収納し、移送業者と引渡しや受取りを行う度に施錠確認をしている。	

9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査
		[<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	区民課	総合窓口課	事後	組織改正のため
平成27年5月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 行政情報係 〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-1	政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	事後	組織改正及び庁舎移転のため
平成27年5月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	区民部 区民課 〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-1	区民部 総合窓口課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	事後	組織改正及び庁舎移転のため
平成27年12月18日	I-1. ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークゲートウェイシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 証明書自動交付システム 7. システム共通基盤(団体内統合宛名システム) 8. 総合窓口システム	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークゲートウェイシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 中間サーバ 5. 証明書自動交付システム 6. システム共通基盤(団体内統合宛名システム) 7. 総合窓口システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月18日	I-5. ②所属長	尾崎 勝也	総合窓口課長 尾崎 勝也	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月18日	II-1. 対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月18日	II-1. 対象人数 時点	平成26年11月1日時点	平成27年11月1日時点	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月18日	II-2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月18日	II-2. 取扱者数 時点	平成26年11月1日時点	平成27年11月1日時点	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	区民課	総合窓口課	事後	組織改正のため
平成27年5月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 行政情報係 〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-1	政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	事後	組織改正及び庁舎移転のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総合窓口課長 尾崎 勝也	総合窓口課長 田中 真理子	事後	人事異動のため
平成28年5月18日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	事後	組織改正のため
平成29年5月31日	Ⅱ-1. 対象人数 時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年7月3日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総合窓口課長 田中 真理子	総合窓口課長	事後	評価書様式変更のため
平成30年7月3日	Ⅱ-1. 対象人数 時点	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月3日	Ⅱ-2. 取扱者数 時点	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策	(項目なし)	追加	事後	様式変更
令和1年6月25日	Ⅱ-1. 対象人数 時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2. 取扱者数 時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱ-1. 対象人数 時点	平成31年4月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱ-2. 取扱者数 時点	平成31年4月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱ-3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年12月14日	Ⅱ-1. 対象人数 時点	令和元年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月14日	Ⅱ-2. 取扱者数 時点	令和元年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月14日	Ⅱ-3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年12月14日	Ⅰ-3. 個人番号の利用	第12条	第12条の1	事後	
令和2年12月14日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	119	117120	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ-1. 対象人数 時点	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ-2. 取扱者数 時点	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年8月17日	II-1. 対象人数 時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月17日	II-2. 取扱者数 時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120)	事後	
令和5年7月20日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120)	事後	
令和7年3月31日	II-1. 対象人数 時点	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月31日	II-2. 取扱者数 時点	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	2. 住民基本台帳ネットワークゲートウェイシステム	削除	事前	
令和7年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		2. 申請管理システム	事前	追加
令和7年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		8. サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) 9. 証明書キャッシュレスオンライン請求システム	事後	追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166)</p>	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(項目なし)	十分である	事後	評価書様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(項目なし)	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を参照し、有効な対策と考えられるの次の留意事項等を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外転入の手続きについて、総務省の通知に則り転入者の4情報の正確な確認を徹底したうえで、新たに作成する住民票にマイナンバーを記載している。 ・転入手続きにおいて住民票を作成する際、マイナンバーを入力するにあたっては、複数人による確認を行い、誤入力を防止している。 <p>② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードやマイナンバーが記入された書類は施錠できるキャビネットに保管しており、交付や保管の期限が到来したものは適切に廃棄し、その記録を付けている。 ・マイナンバーカードを別の保管場所に移送するにあたっては鍵付きのバッグに収納し、移送業者と引渡しや受取りを行う度に施錠確認をしている。 	事後	評価書様式変更のため
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	評価書様式変更のため